

毒物劇物を業務上取り扱われる方へ

業務上取扱者が講ずべき措置

毒物及び劇物取締法により、事業所又は個人を問わず、毒物又は劇物を業務上取り扱う全ての方（以下、「業務上取扱者」という。）が講ずべき措置（盗難・紛失事故防止、流出・漏洩事故防止、事故時の関係機関への通報等）が定められています。

つきましては、業務上取扱者の方は、法に定める措置を講じ、事故発生防止に努めていただきますようお願いいたします。

毒物劇物関連事故情報

以下の厚生労働省ホームページで、過去発生した毒物劇物の流出・漏洩事故及び紛失・盗難事故の事例が掲載されています。

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html>

（厚生労働省医薬食品局化学物質安全対策室 「毒物劇物の安全対策」のページ）

関連サイト情報

毒物劇物に該当するかどうかの検索サイト

<http://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/dokugeki.html>

（国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部）

毒物劇物を含む化学物質の特性、性状等の検索サイト

<http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>

（独立行政法人製品評価技術基盤機構 化学物質総合情報提供システム）

<http://www.nihs.go.jp/ICSC/>

（国立医薬品食品衛生研究所 国際化学物質安全性カード）

<http://w-chemdb.nies.go.jp/>

（独立行政法人国立環境研究所 化学物質データベース WebKis-Plus）

連絡先

倉敷市保健所 生活衛生課 環境薬務係

〒710-0834 倉敷市笹沖 170

TEL 086-434-9830 FAX 086-434-9833

毒物劇物業務上取扱者 チェックリスト

<p>盗難・紛失防止措置（法第 11 条第 1 項）</p> <p>毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>毒物劇物を貯蔵、陳列等する場所は、他から明確に区分された専用のものである。</p> <p>毒物劇物貯蔵施設は施錠可能である。</p> <p>一般の人が容易に近づけない措置を講じている。（立入禁止の表示、柵の設置等）</p> <p>毒物劇物の在庫量の定期的点検、使用量の把握を行っている。</p> <p>盗難等防止規定を作成している。（平成 11 年 8 月 27 日付、医薬発第 1036 号厚生省医薬安全局長通知）</p>
<p>飛散・漏洩・流出・浸透防止措置（法第 11 条第 2 項）</p> <p>毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>保管設備は、固定された堅固なものである。</p> <p>震災対策として薬品が転倒落下しない設備を設けている。</p> <p>タンク周辺に防液堤を設置している。</p> <p>容器や保管設備に、腐食・亀裂・破損等がないか定期的に確認している。</p> <p>保管場所の床面は、地下浸透を防止する構造である。</p> <p>危害防止規定を作成している。（平成 11 年 8 月 27 日付、医薬発第 1036 号厚生省医薬安全局長通知）</p>
<p>その他の措置（法第 11 条第 3 項、第 4 項）</p> <p>その製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。（第 3 項）</p> <p>毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。（第 4 項）</p> <p>運搬の際に飛散、漏れ、流出防止措置を講じ、積載・運搬方法等の基準を遵守している。</p> <p>毒物劇物を入れる容器には、飲食物の容器を使用していない。</p>
<p>容器・被包への表示（法第 12 条第 1 項）</p> <p>毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。</p> <p>毒物劇物の容器・被包に、「医薬用外毒物」（赤地に白色）、「医薬用外劇物」（白地に赤色）の表示を行っている。</p>
<p>貯蔵・陳列場所への表示（法第 12 条第 3 項）</p> <p>毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。</p> <p>毒物劇物の貯蔵・保管場所に、「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」の表示を行っている。</p>
<p>届出義務（法第 16 条の 2）</p> <p>その取扱いに係る毒物若しくは劇物又は第 11 条第 2 項に規定する政令で定める物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。（第 1 項）</p> <p>その取扱いに係る毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。（第 2 項）</p> <p>毒物劇物の飛散、漏れ、流出等により、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがある場合、直ちに保健所、警察署又は消防機関に連絡する。</p> <p>保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。</p> <p>毒物劇物が盗難又は紛失した場合、直ちに警察署に連絡する。</p> <p>危害防止規定を作成しているか。（平成 11 年 8 月 27 日付、医薬発第 1036 号厚生省医薬安全局長通知）</p>